

平成 21 年度

地方公共団体財政健全化法に基づく
健全化判断比率及び資金不足比率に関する

審査意見書

亘理町監査委員

亘監第 41 号

平成 22 年 8 月 26 日

亘理町長 齋藤邦男 殿

亘理町監査委員 齋藤 功

亘理町監査委員 永濱 紀次

財政健全化比率等の審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成 19 年法律第 94 号)第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定に基づき、町長より審査に付された平成 21 年度財政健全化比率及び資金不足比率について審査したので別紙のとおり意見書を提出します。

目 次

第 1	審査の対象	1
第 2	審査の期間	1
第 3	審査の概要	1
第 4	審査の結果	1
	I 財政健全化比率	1
	(1) 総合意見	
	(2) 個別意見	
	(3) 是正改善を要する事項	
	II 資金不足比率	2
	(1) 総合意見	
	(2) 個別意見	
	(3) 是正改善を要する事項	

平成 21 年度 財政健全化審査意見書

1. 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類。

2. 審査の期間

平成 22 年 7 月 9 日から 8 月 13 日まで

3. 審査の概要

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4. 審査の結果

I 財政健全化判断比率

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

財政健全化判断比率

(単位:%)

区 分	平成20年度		平成21年度		財政再生 基 準
	財政健全化 判断比率	早期健全化 基 準	財政健全化 判断比率	早期健全化 基 準	
① 実 質 赤 字 比 率	—	14.70	—	14.10	20.00
② 連 結 実 質 赤 字 比 率	—	19.17	—	19.10	40.00
③ 実 質 公 債 費 比 率	12.0	25.0	11.0	25.0	35.0
④ 将 来 負 担 比 率	54.1	350.0	41.8	350.0	/

※ —表示については比率がないことを示す。

(2) 個別意見

① 実質赤字比率

平成 21 年度の実質赤字比率は、実質収支が黒字であるため実質赤字額がなく、実質赤字比率は早期健全化基準の 14.10%を下回っており、良好な状態を示している。

② 連結実質赤字比率

平成 21 年度の連結実質赤字比率は、連結実質収支が黒字であるため連結実質赤字比率がなく、連結実質赤字比率は早期健全化基準の 19.10%を下回っており、良好な状態を示している。

③ 実質公債費比率

平成 21 年度の実質公債費比率は 11.0%で、早期健全化基準の 25.0%を下回っており、良好な状態を示している。

④ 将来負担比率

平成 21 年度の将来負担比率は 41.8%で、早期健全化基準の 350.0%を下回っており、良好な状態を示している。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

II 資金不足比率

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

資金不足比率

(単位:%)

特別会計 (法非適用企業)	資金不足比率		経営健全化基準
	平成20年度	平成21年度	
① 互理町公共下水道事業特別会計	—	—	20.0
② わたり温泉鳥の海特別会計	—	—	20.0
③ 互理町工業用地等造成事業特別会計		—	20.0

※ 一表示については比率がないことを示す。

(2) 個別意見

① 互理町公共下水道事業特別会計

平成 21 年度互理町公共下水道事業特別会計の資金不足はなく、資金不足比率は発生していない。したがって、経営健全化基準の 20.0%と比較すると、なお、良好な状態にあると認められる。

② わたり温泉鳥の海特別会計

平成 21 年度わたり温泉鳥の海特別会計の資金不足はなく、資金不足比率は発生していない。したがって、経営健全化基準の 20.0%と比較すると、なお、良好な状態にあると認められる。

③ 亘理町工業用地等造成事業特別会計

平成 21 年度亘理町工業用地等造成事業特別会計の資金不足はなく、資金不足比率は発生していない。したがって、経営健全化基準の 20.0%と比較すると、なお、良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

亘監第 42 号

平成 22 年 8 月 26 日

亘理町長 齋藤 邦男 殿

亘理町監査委員 齋藤 功

亘理町監査委員 永濱 紀次

水道事業会計経営健全化審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成 19 年法律第 94 号)第 22 条第 1 項の規定に基づき、町長より審査に付された平成 21 年度水道事業の資金不足比率について審査したので別紙のとおり意見書を提出します。

目 次

第 1	審査の対象	1
第 2	審査の期間	1
第 3	審査の概要	1
第 4	審査の結果	1
I	資金不足比率	1
	(1) 総合意見	
	(2) 個別意見	
	(3) 是正改善を要する事項	

平成 21 年度 亘理町水道事業会計経営健全化審査意見書

1. 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類。

2. 審査の期間

平成 22 年 6 月 11 日から 8 月 13 日まで

3. 審査の概要

この経営健全化比率の審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

I 資金不足比率

(単位:%)

公 営 企 業 会 計 の 名 称	資金不足比率		経営健全化 基準
	平成20年度	平成21年度	
亘理町水道事業会計	—	—	20.0

※ —表示については比率がないことを示す。

(2) 個別意見

① 資金不足比率について

決算審査意見書に記載した亘理町水道事業会計の財務の短期流動性を表示する流動比率は 424.08%となっているが、経営健全化審査における資金不足比率を算出するにあたって実質的な資金不足を把握するため、平成 22 年度に償還する企業債の予定額を「1年基準」に基づき流動負債に算入して計算すると、実質流動比率は 238.68%となる。したがって、実質的な資金不足比率は△59.41%となり資金不足状態にはなく、資金不足比率の経営健全化基準の 20.0%と比較すると、良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

※ 実質公債費比率算定式

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{①} + \text{②}) - (\text{③} + \text{④})}{\text{標準財政規模} - \text{④}} \text{の3カ年の平均} = 11.08028$$

実質公債費比率

(単位:千円・%)

区 分	年 度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	前 年 度 対 減
① 元 利 償 還 金		948,001	937,000	924,728	△ 12,272
② 準 元 利 償 還 金		723,938	657,516	637,937	△ 19,579
③ 特 定 財 源		247,657	226,873	217,965	△ 8,908
④ 元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政算入額		684,206	727,693	739,809	12,116
標 準 財 政 規 模		6,578,896	6,663,013	6,847,457	184,444
年 度 毎 の 比 率		12.55496	10.78206	9.90383	△ 0.87824
実 質 公 債 費 比 率				11.080	

- ※ 財政健全化法における標準財政規模には臨時財政対策債発行可能額が含まれており、従来の標準財政規模とは一致しないことになります。
- ※ 財政健全化法により平成19年度から元利償還金又は準元利償還金の財源に充当することのできる特定の歳入に都市計画税を算入することとなった。
- ※ 国が示す早期健全化基準は、25.0%、財政再生基準は35.0%である。
- ※ 本町の決算の数値は、11.0%となっている。

※ 将来負担比率算定式

(単位:%)

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{①} - (\text{②} + \text{③} + \text{④})}{\text{標準財政規模} - \text{⑤}} =$$

平成20年度	平成21年度
54.15177	41.86415

(単位:千円・%)

区 分	平成20年度	平成21年度
① 将来負担額	19,906,356	19,533,582
一般会計等地方債現在高	9,262,657	9,220,178
債務負担行為に基づく支出予定額	55,479	50,448
公営企業債等繰入見込み額	8,498,522	8,248,755
組合等負担等見込額	110,173	62,566
退職手当等負担等見込額	1,979,525	1,951,635
設立法人の負債額負担等見込額	0	0
連結実質赤字額	0	0
組合等連結実質赤字額負担等見込額	0	0
② 充当可能基金額	2,584,051	2,779,474
③ 特定財源見込額	2,875,893	2,854,259
④ 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	11,232,331	11,342,934
⑤ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入見込額	727,693	739,809
標準財政規模	6,663,013	6,847,457
将来負担比率	54.15	41.86

※ 実質収支

(単位:千円)

法 非 適 用 企 業	会 計 名	歳 入	歳 出	翌年度へ繰越すべき財源	実質収支
	下水道事業特別会計	1,956,898	1,951,034	0	5,864
	わたり温泉鳥の海特別会計	371,471	367,530	0	3,941
	工業用地等造成事業特別会計	1,342,379	1,153,170	126,500	62,709

※ 公営企業会計に係る資金不足額計算

(単位:千円)

法 適 用 企 業	会 計 名	流動資産	流動負債	企業債償還 1年基準	資金不足 ・剰余額
		水道事業会計	796,253	187,760	145,845

※ 水道事業会計資金不足比率計算

(単位:千円・%)

決算審査意見書の 流動比率	=	<u>流動資産</u> 流動負債+企業債償還1年基準	=	<u>796,253</u> 187,760	=	<u>796,253</u> 187,760	=	424.08%
財政健全化法の 流動比率	=	<u>流動資産</u> 流動負債+企業債償還1年基準	=	<u>796,253</u> 187,760+145,845	=	<u>796,253</u> 333,605	=	238.68%

※短期的な支払い能力があるかの安全性の分析

資金不足比率	=	<u>資金の不足額</u> 事業規模(営業収益-受託工事収益)	=	<u>(流動負債+企業債償還1年基準)-流動資産</u> 営業収益-受託工事収益		
	=	<u>(187,760+145,845)-796,253</u> 778,784 - 0	=	<u>-462,648</u> 778,784	=	-59.41%

※ ー表示は流動負債より流動資産の額が多いことで資金不足が生じていないことを示す。